

改定前	改定後
2023 年 10 月 1 日 改定 [総則] 第 2 条 本人確認・取引意思確認 (1) (略) (2) 「電子証明書方式」では、電子証明書を当行所定の方法により、契約者のパソコンに格納するものとします。(格納の際、ログイン ID が必要となります。なお、「電子証明書方式」の場合、このログイン ID は電子証明書の格納のためのみに使用します。) ①電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行は契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 ②～④ (略) (3) ～ (7) (略) (8) トランザクション認証の利用 ①～② (略) ③利用停止等 ・トランザクション認証番号を一定回数連続で誤入力した場合、当行はトランザクション認証の利用および本サービスを停止できるものとします。 ・一般ユーザが使用しているトランザクション認証が利用停止となった場合、マスターユーザにより利用停止を解除できるものとします。 ・マスターユーザが使用しているトランザクション認証が利用停止となった場合は、当行所定の方法で利用停止の解除を依頼するものとします。 ④ (略) [振込・振替サービス] 第 5 条 振込・振替サービス (1) 振込・振替サービスの内容	2025 年 4 月 21 日 改定 [総則] 第 2 条 本人確認・取引意思確認 (1) (略) (2) 「電子証明書方式」では、電子証明書を当行所定の方法により、契約者のパソコンに格納するものとします。(格納の際、ログイン ID が必要となります。なお、「電子証明書方式」の場合、このログイン ID は電子証明書の格納のためのみに使用します。) ①電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 ②～④ (略) (3) ～ (7) (略) (8) トランザクション認証の利用 ①～② (略) ③利用停止等 ・トランザクション認証番号を一定回数連続で誤入力した場合、当行はトランザクション認証の利用および本サービスを停止できるものとします。 ・管理者ユーザおよび一般ユーザが使用しているトランザクション認証が利用停止となった場合、マスターユーザにより利用停止を解除できるものとします。 ・マスターユーザが使用しているトランザクション認証が利用停止となった場合は、当行所定の方法で利用停止の解除を依頼するものとします。 ④ (略) [振込・振替サービス] 第 5 条 振込・振替サービス (1) 振込・振替サービスの内容

①（略）

②振込と振替の区別は、次により取扱うものとします。

- ・「振込」…**上記振替以外のお取引で**、支払指定口座と入金指定口座が**当行同一本支店内にない場合、または**支払指定口座と入金指定口座が当行同一本支店内にあっても預金口座名義が異なる場合、入金指定口座が他の金融機関にある場合は「振込」として取扱います。
- ・「振替」…支払指定口座と入金指定口座が当行同一本支店内にあり、かつ、いずれも契約者名義の預金口座の場合は「振替」として取扱います。

③～⑥（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 振込振替資金等の引落とし

当行は、振込振替資金および振込手数料（以下「振込振替資金等」といいます。）を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定等の定めにかかわらず、預金通帳・**カード**・払戻請求書または小切手の**提出**なしに、指定日の当行所定の時刻に支払指定口座から引落します。

(5) ～ (8)（略）

[データ伝送サービス]

第6条 共通事項

(1) ～ (5)（略）

(6) 取引内容の確認等

①データ伝送サービスによる取引後すみやかに照会し、処理状況を確認するものとします。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により、取引内容を確認するものとします。

②～③（略）

第7条 総合振込サービスおよび給与・賞与振込サービス

(1) ～ (2)（略）

(3) 振込資金等の引落とし

当行は、振込資金等を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当

①（略）

②振込と振替の区別は、次により取扱うものとします。

- ・「振込」…支払指定口座と入金指定口座が**異なる当行本支店にある場合**、支払指定口座と入金指定口座が当行同一本支店内にあっても預金口座名義が異なる場合、または入金指定口座が他の金融機関にある場合は「振込」として取扱います。
- ・「振替」…支払指定口座と入金指定口座が当行同一本支店内にあり、かつ、いずれも契約者名義の預金口座の場合は「振替」として取扱います。

③～⑥（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 振込振替資金等の引落とし

当行は、振込振替資金および振込手数料（以下「振込振替資金等」といいます。）を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定等の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の**提出**または小切手の**振出**なしに、指定日の当行所定の時刻に支払指定口座から引落します。

(5) ～ (8)（略）

[データ伝送サービス]

第6条 共通事項

(1) ～ (5)（略）

(6) 取引内容の確認等

①**契約者は**、データ伝送サービスによる取引後すみやかに照会し、処理状況を確認するものとします。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により、取引内容を確認するものとします。

②～③（略）

第7条 総合振込サービスおよび給与・賞与振込サービス

(1) ～ (2)（略）

(3) 振込資金等の引落とし

当行は、振込資金等を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当

座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・カード・払戻請求書または小切手の提出なしに、当行所定の日時に代表口座から引落します。

(4) ～ (6) (略)

[税金・各種料金払込サービス]

第 10 条 税金・各種料金払込サービス

(1) 税金・各種料金払込サービスの内容

①税金・各種料金払込サービスとは、契約者が振込・振替サービスを利用している場合に、振込・振替サービスに準じ、支払指定口座から税金・各種料金（以下「料金等」といいます。）の払込資金を引落しのうえ、契約者が指定した当行所定の収納機関（以下「金融機関」といいます。）に対して払込を行うサービスをいいます。

②～④ (略)

(2) ～ (4) (略)

(5) 払込資金の引落とし

当行は、払込資金を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・カード・払戻請求書または小切手の提出なしに、依頼日当日の当行所定の時間に支払指定口座から引落します。

(6) ～ (8) (略)

(9) 取引内容の確認等

税金・各種料金払込サービスによる取引後すみやかに照会し、処理状況を確認するものとします。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により、取引内容を確認するものとします。

(10) ～ (12) (略)

[電子交付サービス]

第 11 条 電子交付サービス

(1) 電子交付サービスの内容

①～② (略)

座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出なしに、当行所定の日時に代表口座から引落します。

(4) ～ (6) (略)

[税金・各種料金払込サービス]

第 10 条 税金・各種料金払込サービス

(1) 税金・各種料金払込サービスの内容

①税金・各種料金払込サービスとは、契約者が振込・振替サービスを利用している場合に、振込・振替サービスに準じ、支払指定口座から税金・各種料金（以下「料金等」といいます。）の払込資金を引落しのうえ、契約者が指定した当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対して払込を行うサービスをいいます。

②～④ (略)

(2) ～ (4) (略)

(5) 払込資金の引落とし

当行は、払込資金を、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出なしに、依頼日当日の当行所定の時間に支払指定口座から引落します。

(6) ～ (8) (略)

(9) 取引内容の確認等

契約者は、税金・各種料金払込サービスによる取引後すみやかに照会し、処理状況を確認するものとします。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により、取引内容を確認するものとします。

(10) ～ (12) (略)

[電子交付サービス]

第 11 条 電子交付サービス

(1) 電子交付サービスの内容

①～② (略)

③電子交付と書面交付の切替えは、電子交付サービス開始日以降、当行所定の方法で随時行うことができます。また、切替えは第2項第4号における業務区分ごとに行うこととします。

(2) 電子交付対象書類

①電子交付対象書類の名称、電子交付の時期、閲覧可能期間等は当行ホームページに掲載することとします。なお、電子交付対象書類であっても、記載される金額や受取方法等により、書面交付となる場合があります。

②～④（略）

(3)（略）

(4) 電子交付対象書類の閲覧

①（略）

②マスターユーザは、一般ユーザに対し、電子交付対象書類の閲覧の権限を付与することができます。

(5) 電子交付サービスの停止

①電子交付サービスは、当事者一方の都合で、通知によりいつでも停止することができるものとします。なお、契約者が行う停止は第1項第3号による書面交付への切替えをいいます。

②当行は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付を停止し、書面交付に切替える場合があります。ただし、交付済みの電子交付対象書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵触しない範囲で可能とします。

③契約者が電子交付から書面交付へ切替えた場合（電子交付サービスの停止した場合）でも、既に電子交付された電子交付対象書類は閲覧期間が終了するまで、閲覧を可能とします。再度、電子交付へ切替え（電子交付サービスの申込み）した場合でも、この期間中に書面交付された書類は電子交付されません。

④電子交付サービスを停止した場合、停止日の翌日以降の電子

③削除

(2) 電子交付対象書類

①電子交付対象書類の名称、電子交付の時期、閲覧可能期間等は当行ホームページに掲載することとします。

②～④（略）

(3)（略）

(4) 電子交付対象書類の閲覧

①（略）

②マスターユーザは、管理者ユーザおよび一般ユーザに対し、電子交付対象書類の閲覧の権限を付与することができます。

(5) 電子交付サービスの停止

①削除

①当行は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付を停止し、書面交付に切替える場合があります。ただし、交付済みの電子交付対象書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵触しない範囲で可能とします。

この場合、既に電子交付された電子交付対象書類は閲覧期間が終了するまで、閲覧可能です。なお、再度、電子交付へ切替えた場合、この期間中に書面交付された書類は電子交付されません。

②電子交付サービスを停止した場合、停止日の翌日以降の電子交付対象書類から書面交付となります。停止日とは、当行が実際に停止の手続きを行った日をいいます。

③システムメンテナンス等により、電子交付サービスの一部ま

交付対象書類から書面交付となります。停止日とは、**契約者が本サービスから行う停止の手続きが、18:00 までに完了した場合は手続き日の当日、18:00 を過ぎて完了した場合は手続き日の翌日、契約者が書面で停止の手続きを行った場合や**当行が停止する場合は、当行が停止の手続きを行った日をいいます。

- ⑤システムメンテナンス等により、電子交付サービスの一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は書面交付への切替えなどの対応は行わず、電子交付サービスの再開後に電子交付します。

[共通事項]

第 12 条 手数料

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 手数料の引落とし

当行は前 3 項の契約料、基本手数料、振込手数料の支払いについて、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・**カード**・払戻請求書または小切手の**提出**なしに、契約料および基本手数料は代表口座から、振込手数料は支払指定口座から引落します。

- (5) (略)

第 15 条 免責事項

- (1) ～ (6) (略)
- (7) 電代業者
 - ①～② (略)
 - ③電代業者からの**契約者番号**、暗証番号等の漏えいに起因する損害について銀行は責任を負いません。
- (8) 取引機器および通信媒体の稼動環境

本サービスに使用するパソコンおよび通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保するものとします。当行は本契約によりパソコンが正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、パソコンが正常に稼動

または全部を一時的に停止することがあります。この場合は書面交付への切替えなどの対応は行わず、電子交付サービスの再開後に電子交付します。

[共通事項]

第 12 条 手数料

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 手数料の引落とし

当行は前 3 項の契約料、基本手数料、振込手数料の支払いについて、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の**提出**または小切手の**振出**なしに、契約料および基本手数料は代表口座から、振込手数料は支払指定口座から引落します。

- (5) (略)

第 15 条 免責事項

- (1) ～ (6) (略)
- (7) 電代業者
 - ①～② (略)
 - ③電代業者からの**パスワード等**、暗証番号等の漏えいに起因する損害について銀行は責任を負いません。
- (8) 取引機器および通信媒体の稼動環境

本サービスに使用するパソコンおよび通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保するものとします。当行は本契約によりパソコンが正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、パソコンが正常に稼動

しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(9) (略)

第 17 条 反社会的勢力の排除

契約者が次の各号の**一つにでも**該当し、当行が取引を継続することが不適切と判断した場合、当行は、契約者に事前に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

(1) ～ (2) (略)

第 25 条 本規定の適用日

本規定は、**2023 年 10 月 1 日**より適用されるものとします。

しなかったことにより取引が成立しない、または**不正に**成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(9) (略)

第 17 条 反社会的勢力の排除

契約者が次の各号の**いずれかに**該当し、当行が取引を継続することが不適切と判断した場合、当行は、契約者に事前に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

(1) ～ (2) (略)

第 25 条 本規定の適用日

本規定は、**2025 年 4 月 21 日**より適用されるものとします。